扶桑町教育委員会

コロナ感染に係る出席停止の措置及び臨時休業の判断について

日頃は、学校教育についてご理解とご協力ありがとうございます。

扶桑町では、連日複数の感染者の発生が報じられ、保護者の皆様もお子様の感染について、 ご心配のことと思います。そんな状況の中ではありますが、児童生徒の学びを止めないこと を第一と考え、学校を通常通り再開しているところでございます。

さて、扶桑町教育委員会では、8月27日付の文科省からの「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に従いまして、『臨時休業の判断』を下記のように実施してまいります。感染拡大防止へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 学校で感染者が確認された場合の対応について

感染した児童生徒について出席停止の措置をとり、教職員の場合も、出勤停止とします。 児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合も同様とします。

2. 臨時休業の判断について

学校で**家庭内感染ではない**感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、学校医と相談の上、学校の全部又は一部を臨時休業します。

休業期間:概ね5~7日程度

*濃厚接触者の特定及び検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間及び校舎内 の清掃消毒等に要する期間

|学級閉鎖:学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が | 名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ | 名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合等

学年閉鎖: 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合学校全体の臨時休業: 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

*濃厚接触者以外でも、状況によっては保健所によるPCR検査をお願いする場合があります。

3. 学校行事の延期や中止について

学級閉鎖等の臨時休業を実施した場合、やむなく学校行事の延期や中止も予想されます。決定次第、各学校より連絡させていただきます。